



富運輸第454号の2  
富運整第268号の2  
平成29年10月6日

貨物自動車運送事業者 殿

富山運輸支局長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の  
一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から  
別紙写し（平成29年10月3日付け北信交貨第120号、北信交監第123号、北  
信技保第61号）のとおり通知があったので、了知願います。



北信交貨第120号  
北信交監第123号  
北信技保第61号  
平成29年10月3日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成29年9月29日付け国自安第112号、国自貨第83号、国自整第169号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者  
に周知願います。

国自安第112号  
国自貨第83号  
国自整第169号  
平成29年9月29日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第112号  
国自貨第83号  
国自整第169号  
平成29年9月29日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。





国自整第 244号  
 平成 25年 12月 16日  
 国自安第 282号  
 国自貨第 132号  
 国自整第 349号  
 平成26年 3月 4日  
 国自安第 203号  
 国自貨第 61号  
 国自整第 291号  
 平成 26年 12月 25日  
 国自安第 104号  
 国自貨第 55号  
 平成27年 8月 12日  
 国自安第 156号  
 国自貨第 91号  
 国自整第 240号  
 平成27年 11月 9日  
 国自安第 71号  
 国自貨第 31号  
 平成28年 7月 1日  
 国自安第 200号  
 国自貨第 115号  
 国自整第 295号  
 平成29年 1月 13日  
 国自安第 254号  
 国自貨第 167号  
 国自整第 368号  
 平成 29年 3月 10日  
 国自安第 47号  
 国自貨第 34号  
 国自整第 65号  
 平成 29年 6月 8日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

国自整第 244号  
 平成 25年 12月 16日  
 国自安第 282号  
 国自貨第 132号  
 国自整第 349号  
 平成26年 3月 4日  
 国自安第 203号  
 国自貨第 61号  
 国自整第 291号  
 平成 26年 12月 25日  
 国自安第 104号  
 国自貨第 55号  
 平成27年 8月 12日  
 国自安第 156号  
 国自貨第 91号  
 国自整第 240号  
 平成27年 11月 9日  
 国自安第 71号  
 国自貨第 31号  
 平成28年 7月 1日  
 国自安第 200号  
 国自貨第 115号  
 国自整第 295号  
 平成29年 1月 13日  
 国自安第 254号  
 国自貨第 167号  
 国自整第 368号  
 平成 29年 3月 10日  
 国自安第 47号  
 国自貨第 34号  
 国自整第 65号  
 平成 29年 6月 8日  
 国自安第 112号  
 国自貨第 83号  
 国自整第 169号  
 平成 29年 9月 29日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

最終改正

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄運輸合務局運輸部長

自動車局局長  
自動車局局長  
自動車局局長  
自政貨整課  
自政貨整課  
自政貨整課

自動車局局長  
自動車局局長  
自動車局局長  
自政貨整課  
自政貨整課  
自政貨整課

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄運輸合務局運輸部長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第18条 運行管理者等の選任

第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。  
ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、運行管理者を選任することをおしなす。  
なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。  
ただし、本通達第7条1.(5)、1.(6)及び1.(7)及び1.(8)により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。  
(表略)

第1項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。  
ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、運行管理者を選任することをおしなす。  
なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。  
ただし、本通達第7条1.(5)、1.(6)及び1.(7)及び1.(8)により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。  
(表略)

また、本通達第7条1.(5)、1.(6)及び1.(7)及び

1. (8) により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。  
(表略)

2. (略)  
3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可を受けしている場合については、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の旅客自動車運送事業の補助者を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

4・5. (略)

2. (略)  
3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

4・5. (略)

附 則

改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。